



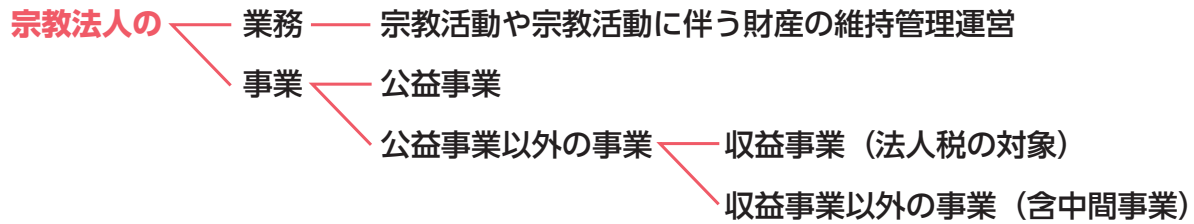
寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門⑪

宗教法人の事業について 2

公益事業以外の事業

前号では宗教法人第6条の公益事業について説明しました。今回は同条の公益事業以外の事業について説明します。



【公益事業以外の事業とは】

公益事業以外の事業とは、①営利事業と②公益営利いずれにも属さない中間的事業をいいます。

例えば ①については、図書の出版物品の販売、旅行宿泊の斡旋、施設の設置等

②については、相互扶助事業等（例：共済）

【目的に反しないとは】

公益事業以外の事業は「目的に反しない限り」行うことができるとされています（宗教法人法第6条）。「目的に反しない」とは、宗教団体としての本質に反するものであってはならないということです。言葉を換えれば宗教法人としてふさわしい事業であることが要求されます。ふさわしくない事業としては、次のようなものがあげられます。

- ・ 投機的性格を有するもの
- ・ 風俗営業
- ・ 規模が宗教法人本来の状態に照らし合わせて過大または不適當なもの
- ・ その他宗教法人としてふさわしくない方法で経営されるもの

宗教法人の行う事業とは、あくまで宗教法人自体が経営するもののことをいいますから、他人の行う営利事業に投資することは差し支えありません。

【立法趣旨】

宗教法人が公益事業以外の事業を行うことができると規定したのは、宗教法人の財産基盤の安定を図るためです。これにより余剰金が生じたときは、これを宗教法人や、その宗教法人を包括する宗教団体、またはその宗教法人が援助する宗教団体もしくは公益事業のために使用しなければなりません（宗教法人法第6条2項）。従って余剰金の処分方法は、規則記載事項となっています（宗教法人法第12条1項3号）。通常はその宗教法人の経費に充当されています。

【規則への記載と登記】

公益事業と同じように公益事業以外の事業についても、その種類や管理運営方法などを規則に記載する必要があります（宗教法人法第12条1項7号）。これらは登記事項ですから、規則の認証をうけたあとに登記をする必要があります（宗教法人法第52条2項、同第55条）。

次号から、収益事業について述べます。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修